

古田史学の会・東海

東海の古代

第110号 平成21(2009)年10月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 (Tel&Fax: 0561-82-2140、メールアドレス: furuta_tokai@yahoo.co.jp)

ホームページ: http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

もう一つの「裸國・黒齒国」(1) —石器時代の遠洋航海者たち—

川崎市 佐藤久男

はじめに

「裸國・黒齒国」の所在地については、1971年、古田武彦氏が古代史に関する処女作『「邪馬台国」はなかった』*1 において、「南米エクアドル」説を提示されたのが、最初であった。その後、関口昌春氏の「フィリピン、又はインドネシア諸島」説や、蘇鎮轍氏の「ベトナム」説等が提示されている。*2

ところが20世紀後半以降現在にいたる関連諸科学の著しい発展は、「南米エクアドル」説をはじめとする諸仮説に対し、「もう一つの『裸國・黒齒国』」を提示することが可能となったように思われる。

そこでその仮説を、文献史料と考古学の面から、次に比較言語学・形質人類学・民族学・民俗学等の学際的研究の両面から、多角的に提示したいと思う。

1 「裸國・黒齒国」に関する文献

「魏志」倭人伝で、「裸國・黒齒国」に直接言及している箇所他に、2件の文献資料があります。*3『後漢書』倭伝と『文撰』所収の「海賦」がそれで、いずれも古田武彦氏が発掘または、訓読を施されたものである。

この3件の文献資料を年代の古い順から検討してみる。

1-1 文献史料(その1)

—『後漢書』倭伝—

建武中元二年委奴国奉貢朝賀、使人自称大夫、倭国之極南界也、光武賜以印綬。

建武中元二年(57年)、委奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の南界を極むるや、光武賜う印綬を以てす。*4

(読下し: 古田武彦著『古代史の未来』84頁)

1-2 文献史料(その2)

—『文撰』海賦—

「海賦」は、何分長文であるので、そのうち

*1 『「邪馬台国」はなかった』「第6章新しい課題—Ⅲアンデスに至る大潮流」(古田武彦著、1971年11月、朝日新聞社)

*2 ① 関口昌春氏の「フィリピン、又はインドネシア諸島」説『古代の風』23~25号(1996年5月~7月)。林伸禧氏のご教示による。

② 蘇鎮轍(ソ・チョンチョン)氏の「ベトナム説」『百濟武寧王の世界海洋大国・大百濟』(2007年3月、彩流社)。

*3 中国文献の『淮南子』等にあられる「裸國・黒齒国」については、「10」において論じる。

*4 従来「倭国の極南界なり、光武帝賜うに……」と訓読されていたが、古田武彦氏はこの読みでは文意不明瞭であるとされ、上記のように訓読された。本稿では古田武彦氏の訓読に従う。

直接「裸国・黒齒国」に関係する部分のみを次に示す。

於是舟入漁子、徂_レ南極東。或屑_レ没於鼃鼃之穴_一、或挂_レ冑於岑嶽之峰_一。或掣_レ掣洩_レ洩於裸人之國_一、或汎_レ汎悠_レ悠於黒齒之邦_一。

或乃萍流而浮轉際、或因_レ歸風_一以自白反。徒識_レ觀_レ怪之多_レ駭、乃不_レ悟_レ所_レ歷之近遠_一。^{*1}

是に於て舟人漁子、南に徂き東に極る。或いは鼃鼃の穴に屑け没み、或いは岑嶽の峰に挂り冑る。或いは裸人の國に掣掣洩洩し、或いは黒齒の邦に汎汎悠悠す。或いは乃ち萍のごとくに流れて浮かび轉り、或いは歸風に因りて以て自ら反る。徒に怪を觀るの駭き多きことを識り、乃ち歴たる所の近遠を悟らず。

(読下し：古田武彦著『邪馬壹国の論理』441頁。但し訓読は一部改変。)

1-3 文献史料(その3)

—「魏志」倭人伝—

女王國東渡海千餘里、復有國、皆倭種。又有侏儒國在其南、人長三四尺、去女王四千餘里。又有裸國、黒齒國復在其東南、船行一年可至。

女王國の東、海を渡ること千餘里、また國あり皆倭種。また、朱儒國あり、その南にあり、人の長3・4尺、女王を去る四千餘里。また裸國・黒齒國あり、またその東南にあり。船行一年にして至るべし。

(読下し：古田武彦著『倭人伝を徹底して読む』355頁)

この文書を読む上でのポイントは2つ。(1里=75~6メートルの他に)

- ① 当時の暦は女王国においては、「二倍年暦」であったから、現行暦に換算すると、「船行一年」は、「船行半年」となること。
- ② 女王国から、直線方向で東南に「裸国・黒齒国」があること。

2 文献史料の示す「裸国・黒齒国」

2-1 『後漢書』の「極南界」とは？

『後漢書』倭伝の示すところによれば、1世紀段階、倭人は「南界」を極めている。

「極める」という語法からすれば、「或る程度南

方に達した」というハンパなことではなく、「はるか南方の極点まで到達した」ことを意味していると思われる。

それはどこか、

A 南シナ海の「南海」

B 西太平洋の「赤道」付近

が考えられるが、この文章からは、どことも決めるのは難しい。

2-2 『海賦』が示唆する「裸国・黒齒国」

3世紀後半、『海賦』によれば、舟人・漁子(=倭人?)は、「南に徂き、東に極」って、その結果「裸人之國・黒齒之邦」にたどりついている。

「南に徂」とは、1世紀の「南界を極める」ことと無関係ではないだろう。いや、当然「南界を極め」たことを受けて、既知のコースとしてスムーズに「南に徂く」ことが出来た。そして「南界を極めた」地点から方向を東に転じて、「東に極」り、その結果として、「裸人之國・黒齒之邦」に到達した、と理解するのが自然であろう。

2-3 「魏志」倭人伝では？

同じく3世紀の「魏志」倭人伝ではどのように書いてあるのだろうか。古田武彦氏の前述の著書でまとめられたことによると、

- ① 「東南」とは、傍線行程の方向記事だから、「直線方向」である。
- ② これに対し、「船行一年」という日程は迂回行路であるから、実際の航路に費した日数である。
- ③ そして、「船行一年」とは、「二倍年暦」による日数の数え方であり、現行暦の数え方では「船行半年」である。ということであった。

2-4 「海賦」・「倭人伝」の航路記事の合成

「海賦」の「南に徂き、東に極める」と、倭人伝の「東南・船行一年(現行暦で半年)」を合成すると、次のようになる。

- ① 航海の前半は、「南に徂く」。

*1 徂：ゆく。おもむく。 極：①きわまる。つきる。②きわめる。③はて「はるか行く手の極点に到達する。」
鼃鼃：青海がめ、わに、海とかげ 岑嶽：岑は切り立った山。嶽は小石の多い山
掣掣洩洩：風に任せて進むさま。 汎汎悠悠：流れに従うさま。

- ② 航海の後半は、方向を東に転じ、「裸国・黒齒国」に「極る」。
- ③ 直線方向で「東南」であるということは、航海の前半の日数と後半の日数とはほぼ同じである。
- ④ 全航海日数は、現行暦で半年である。

以上から、全航路は次のようになる。

「女王国から南方へ航海すること3ヶ月前後、それから方向を東へ転じ航海すること三ヶ月前後、合計約6ヶ月後に『裸国・黒齒国』に到達する。」と。

3 「裸国・黒齒国」の所在地

以上はあくまで文献史料そのものの分析から導かれた結論である。

次の課題は、これを実際の地図の上に求めることである。考古学の成果を最大限に生かせば次のようになる。

3-1 『後漢書』倭伝の「極南界」とは？

まず『後漢書』倭伝の「南界を極め」た地点の探求から始めよう。

候補地は二つある。

- ① 南シナ海の「南界」
- ② 西太平洋の「赤道」付近

このうち「南シナ海」は、候補地から除いてよいであろう。

後漢時代、ローマ帝国の使節団と称する人々が、南海道を通って後漢王朝に「朝貢」し、珊瑚・象牙等をプレゼントした事例は有名だ。後漢朝の人々は、南海産の品々をプレゼントとして持参した事に疑いをもち、本当に彼らはローマ帝国の使節団なのかと強い疑念を持ったと記録されている。後漢時代の中国の人々にとって、南シナ海とその沿海地域は既知の領域に属していたようだ。

従って、この地域は倭人が「南海を極め」た領域（「土＝（海）を廓き、畿を遐かに」した領域）とするには不適當だ。

もう一つの候補地「西太平洋」はどうか。

日本列島の「はるか南方」の大陸といえば、オーストラリア大陸だ。その手前にニューギニア島がある。だが両者とも「南界を極める」対象としては失格だ。古代にもヒトが住んでいたことは確かだが、失礼ながらそこには何らみるべき「文化」が存在しないからである。

これに対しニューギニア島の北側のメラネシア諸島には、「ラピタ文化」が繁栄していた。縄文・弥生文化にも匹敵する「ラピタ文化」は、黒曜石とラピタ土器を特徴とする新石器文化で、その繁栄した時期は、BC 1500～AD 800年と推定されている。

「ラピタ文化」諸島の北側は、ミクロネシア諸島(小さな島々の意)が点在するのみである。

図1 ラピタ遺跡分布図

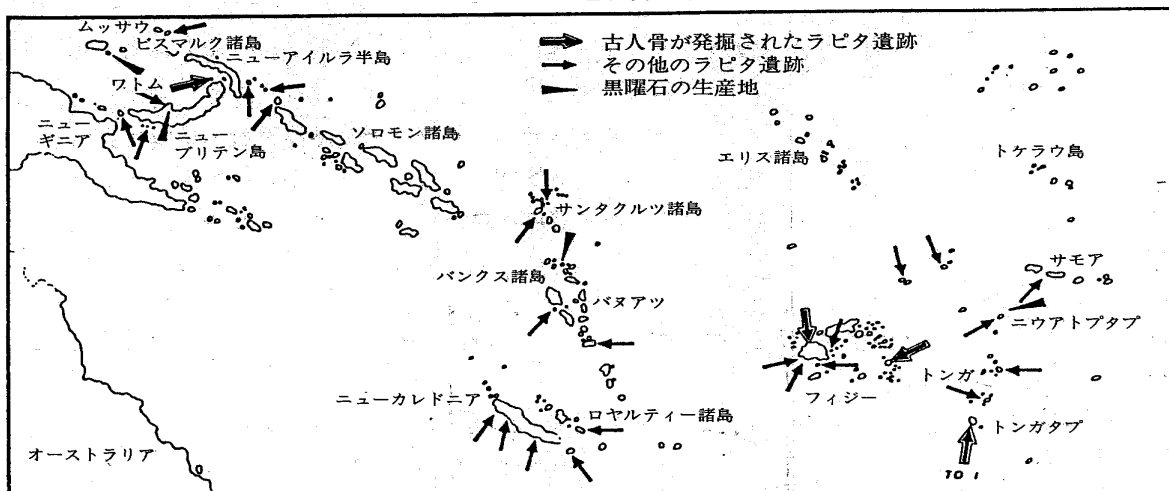


図38 これまでに確認されたラピタ遺跡の分布。古人骨の出土遺跡はきわめて少ない。黒曜石は、ほとんどの遺跡で出土しており、交易されたものである（グリーン、1990）。

『ポリネシア人—石器時代の遠洋航海者たち』（片山一道著、1991年11月、同朋舎出版）から転記（231頁）

従って、「ラピタ文化」地域なら距離的にも、文化の繁栄度においても、「南界を極める」という表現にぴったりだ。

更に、「封国は偏遠にして藩を外になす……王道融泰にして土(=海)を廓き、畿を遐かにす。」(倭王武の上表文借用)と委奴国王が後漢・光武帝に胸を張って朝貢し、印綬(「漢委奴国王」金印紫綬)を下賜されるに相応しい。

その上見逃せない点が二つある。「二倍年暦」と「縄文土器出土」がそれである。

① パラオ諸島は、日本列島・ラピタ文化地域の航路の中間地点にある。途中寄港地として絶好の場所である。そのパラオ諸島ではごく最近(20世紀中頃)まで「二倍年暦」が実際に行われていたことである。^{*1}

ここから、古代日本列島(そして古代朝鮮半島南半^{*2})・パラオ諸島(そして恐らくラピタ文化地域)の環西太平洋諸地域において「二倍年暦」が行われていた可能性が高いという予想外の事態があらわれた。

なお、パラオの「二倍年暦」は、会員諸氏の一部の方が、古代の日本列島で行われていたであろうと想定されている。

「1ヶ月=約15日、1年12ヶ月」
説とは異なり、

「1ヶ月=30日、1年6ヶ月」
であった。

(パラオの「二倍年暦」の概要とその歴史の意味については、時期をみて別稿で論じたいと思う。)

② ラピタ文化地域で、縄文土器発見

1970(昭和45)年頃、バヌアツ共和国エファテ島のヤムイモ畑で、合計14片の縄文土器がみつかった。発見者はフランスの考古学者ジョゼ・ガランジェ氏で、1972年土器片の写真を載せた発掘報告書(博士論文)を発表した。ホノルル・ビショップ博物館の篠藤喜彦博士や、日本考古学界の長老芹沢

長介教授は、そろってこの土器片が日本の縄文土器であると判定された。(なお、後に年代的には三内丸山遺跡と同時期で、中・後期のものが一・二片混入しているとのことであった。)

ラピタ文化地域の島において縄文土器が発見されたことは、日本列島とこれらの島々との間に交流があった証拠となろう。

日本列島ーパラオーラピタ文化地域の間には、「二倍年暦」はともかく)後に述べるように鯨面文身等共通の民俗現象がみられ、生活文化の上でも近縁性が認められる。従ってこれらの地域の間には、安定した遠洋航海が行われていたとしても不思議ではない。

なお、発見から30年も経過してから、この縄文式土器に不幸な事件が起きた。慶應義塾大学其教授の、研究者にあるまじき心無い発言からであった。

彼は、1999年オセアニア学会が東京で開催された際、その懇親会の席上で、次のように発言したのである。

「あのバヌアツの土器片は、自分が慶応大学コレクションにあった土器片をパリ人類学博物館から来日された学者(アンリ・ロート氏に、1964年)にあげたものだ。」

と。更に某教授は推測して

「ロート氏はそれをパリ人類学博物館に持ち帰った。一方、ガランジェ氏もパリ人類学博物館で、バヌアツの土器片の分析を行った。だから、その時に両者は混ざったのだろう。」と。

時、あたかも旧石器発掘捏造事件が明るみにでた頃で、マスコミの軽薄な(裏付けをとろうとしない)議論もこれに拍車をかけた。

(『東日流外三郡誌』偽書事件も)「常識では考えられない」というだけの頑迷固陋論者は、現在でもこの土器片に拒否反応を示すようである。^{*3}

*1 パラオの「二倍年暦」については『土方久功著作集 1』ーパラオの社会と生活ー(1990年7月、三一書房)に「パラオ島民の暦」と題し、詳細に記述されている。

*2 『三国史記』を詳細に読むと、5世紀位まで、百済・新羅においても「二倍年暦」が行われていた形跡が濃厚である。

*3 『南海文明グランドクルーズー南太平洋は古代史の謎をひめるー』「6 対談 太平洋考古学の現状」(篠藤喜彦+荒俣宏著。2003年3月、平凡社)参照(255~285頁)。
関連新聞記事：読売新聞大阪版、2001(平成13)年2月14日(水)夕刊

3-2 海賦・魏志倭人伝の「裸国・黒齒国」

次に『後漢書』倭伝の「極南界」領域を、木華著「海賦」の「南に徂き」ついた領域に等しいとした場合、そこから「東に極る」領域はどこに求められるであろうか。

候補地として次の二つがある。

- ① トンガ・サモア諸島
- ② タヒチ島周辺

両者のうち、後者即ち「タヒチ島周辺」を最終候補地とした。その理由としては、

- A 日本列島～ラピタ地域の周辺の距離と、ラピタ地域～タヒチ周辺との比が、「1：1」に近いこと。（日本列島～ラピタ地域の周辺の距離と、ラピタ地域～トンガ・サモア距離との比が、「2：1」に近く、前提条件に合わない。）
- B トンガ・サモア諸島は、途中経過地という色彩が濃厚なのに対し、タヒチ島周辺は「東に極める」という表現にぴったりであること。（タヒチ島周辺の東には、イースター島しかない。）
- C 考古学等の研究成果によると、トンガ・サモア諸島にはBC1300頃にはラピタ人が到達、植民しているのに対し、タヒチ島周辺への到達は、BC300～AD200年頃であり、年代的にもタヒチ島周辺に妥当性があること。
- D 「海賦」の「げんだ鼉しんごう」・「しんごう岑げんたの峯」の表現は、タヒチ島周辺の自然環境と違和感がないこと。以上『もうひとつの「裸国・黒齒国」』として、「タヒチ島周辺」説を提示したが、これは現代諸科学、特に考古学・比較言語学・民族学・民俗学・形質人類学等の学際的研究との整合性を保ち、その支持を得ることができるであろうか。検証する。

軍尼と伊尼について

～例会で問題提議された疑問に挑む～

名古屋市 石田敬一

1 大宝律令以前の国造

有軍尼一百二十人猶中國牧宰八十戸置一伊尼翼
如今里長也十伊尼翼屬一軍尼

軍尼、一百二十人有り。猶中國の牧宰のごとし。

八十戸に、一伊尼翼を置く。今の里長の如きなり。

十伊尼翼、一軍尼に属す

（『隋書』倭國伝。読み下しは石田による。以下同じ。）

牧宰は中国における地方官吏とか国守とか知事にあたりとされるので、この記述の通説の解釈は、軍尼は地方の長官で、その下に10人の伊尼翼つまり里長がいて80戸を管理しているというものです。

たとえば、石原道博著の岩波文庫『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』（以下『中国正史日本伝』という。）では「軍尼」を「クニ・国造か」、「伊尼翼」を「伊尼冀？イナキ・稲置」と丸括弧書きで注釈しています。また「く邪馬台国の会に活動記録251回」には「軍尼とは国く造を、伊尼翼は村長いを示すのであろう」とあり、軍尼は国造との解釈をとっています。

この国造は、『日本書紀』（以下「書紀」という。）において政治上の重要な役職として出現します。国造は律令制が導入される以前の支配形態の一つとされ、ある地域を支配していた領域が国として扱われていたと考えられます。

先に紹介した『中国正史日本伝』等の通説の解釈には大きな問題があります。まず、「伊尼翼」を「伊尼冀」と疑問符付きながら変更して「イナキ」と都合の良いように読み、「稲置」に充てるのは、最もやってはいけないことです。この原文改訂に関しては常に古田先生が問題であると指摘しているところです。同じ本の中には『隋書』倭國伝の影印が示されており、これには「伊尼冀」ではなく明確に「伊尼翼」となっています。また「邪馬台国の会」の活動記録の記事では「伊尼翼」に注釈も説明もないまま「いなき」とふりがなを振っており、独断的であると思います。

私は、この『隋書』倭國伝の記述を読み、率直に、国造であれば「国造」と記述するはずだと感じました。わざわざ「軍尼」と記述したのは、国造とは異なる機関名なり役職名だからではないでしょうか。そしてこの国造と対で「伊尼翼」を「稲置」とするその根底には、稲置が近畿王朝の制度であるから、この国造も近畿王

朝の制度であるという思考があるように思います。

- 大化二年の改新詔には次のようにあります。
- 一、罷昔在天皇等所立子代之民処々屯倉及臣連伴造国造村首所有する部曲之民処々田莊。・・・
 - 二、初修京師置畿内国司郡司関塞斥候防人駅馬伝馬及造鈴契定山河。・・・
 - 三、初造戸籍計帳班田收授之法。・・・
 - 四、罷旧賦役而行田之調。・・・
- 一、昔に在りし天皇等が立てたところの子代の民、各地の屯倉、そして臣・連・伴造・国造・村首の所有する部曲の民、各地の田莊は、これを廃止する。・・・
 - 二、初めて京師を修め、国司・郡司・関塞・斥候・防人、駅馬・伝馬の制度を畿内に設置し、鈴・契を造り、山河を定めよ。・・・
 - 三、初めて戸籍・計帳・班田收授法を造る。・・・
 - 四、旧い賦役を廃止して、田の調を行う。・・・

(『日本書紀』孝徳紀大化二年の改新詔)

一にあるように、確かに国造を始め臣や連などの存在が前提として書紀には記述されていますが、この改新詔以前には、書紀に国造を定めたという記述が出現しません。

また、この詔では、あくまで国造などの所有する民を廃止すると言っているだけであり、近畿の天皇が国造を定めた根拠にはなり得ません。

つまり、書紀の記述に従えば、大宝律令以前の国造は、近畿王朝の制度ではないと私には思われます。

2 大國は大和ではない

書紀の大宝律令制定以前に、筑紫国造についての記述があります。この記述における筑紫国造は、近畿王朝の配下ではないことがうかがい知れます。

餘昌遂見圍繞、欲出不得。士卒遑駭、不知所圖。有能射人、筑紫國造。進而彎弓、占擬射落新羅騎卒最勇壯者。發箭之利、通所乘鞍前後橋、及其被甲領會也。復續發箭如雨、彌厲不懈。射却圍軍。由是、餘昌及諸將等、得從間道逃歸。餘昌讚國造射却圍軍、尊而名曰鞍橋君。

餘昌、遂に圍み繞れて、出でむとすれども得ず。士卒遑て駭きて、所 圖 知らず。能く射る人、

筑紫国造有り。進みて弓を彎き、占擬^{なぞら}ひて新羅の騎卒の最も勇壯な者を射落す^{はな}。発つ箭の利きこと、乗りし鞍の前橋も後橋も通して、其の被甲^{りようかい}の領會^{とき}に及ぶ。復續ぎて発つ箭、雨の如く、彌^やべくして懈れず^{かこ}。圍める軍を射て却ける。是に由りて、餘昌及び諸將等、間道より逃げ帰ることを得たり。餘昌、国造の、圍める軍を射て却けしことを讚め尊び、名けて鞍橋君と日ふ。

(『日本書紀』欽明十五年條、下線は石田による。)

ここでは百済の餘昌が新羅軍に包囲され、兵士があわてふためく中で、筑紫国造が矢を射て退けたため、尊び鞍橋君と名付けたとされます。重要なことは、この記述の前に餘昌は大國に仕えると言っていることです。

(十五年冬十二月) 餘昌謀伐新羅。耆老諫曰、天未與。懼禍及。餘昌曰、老矣、何怯也。我事大國、有何懼也。遂入新羅國、築久陀牟羅塞。餘昌は新羅伐を謀った。耆老諫めて曰く、「天はまだ與ず。禍及ぶこと懼れる。」餘昌曰く「老何を怯える也。我は大國に事え、何を懼れる也。」

遂に新羅國に入り、久陀牟羅の要塞を築く。

(『日本書紀』欽明紀)

通説ではこの大國を大和だとしています。しかし、山田宗睦訳『原本現代訳日本書紀(中)』(ニュートンプレス発行)の注には

日本書紀の文脈で「大國」をヤマトと訓んでいるが、「大國」自体では大和朝廷の日本国と同じかどうか分からない。

とされます。私も、ただちに大國を大和として理解するのは無理があるように思います。

前述の『隋書』倭国伝には、「有弓、矢、刀・・・・」とあり、弓が重要な武器として一番最初に掲げられており、弓の名人は、当時注目的であったと思います。もし弓の名人が大和の配下の地方の長官であれば、この国造は近畿王朝がその腕を見込んで派遣したのであり、当然、よく知られていた人物と思われるのですが、この欽明十五年の記述には、そうしたことが感じられません。

餘昌ばかりか書紀編者も筑紫国造が弓の名人であったことを知らない様子であり、書紀は筑紫国造という弓の名人がいたことをこの時、知

った書きぶりになっています。もし十分に承知していれば、我が国には地方の長官で弓の名人がいて、そうした者を派遣し餘晶を救ってやったのだという能動的な描き方になるように思います。

ところが、この国造は馬の鞍の前橋と後橋を通すほどの腕前であって、圍める軍に雨のごとく射て却けたことから、餘昌が尊び鞍橋君と名付けたということを書紀は特記しているのです。

従って、この国造、鞍橋君は大和の配下ではないでしょう。つまり大國は大和ではなく他の国ではないかと思われるのです。

また、大國が大和ではない理由は、別の面からも伺えます。

餘晶は百済の第27代の王、威徳王であり、6世紀後半に在位していたとされます。この頃は、まだ近畿王朝には国造制度はありません。

となれば、この点からも鞍橋君は、近畿王朝から派遣された者ではないといえましょう。少なくともこの大國を大和と断定できる根拠はありません。

『隋書』倭國伝の記述どおり近畿ではなく大國から派遣されたと素直に捉えるべきでしょう。

3 大國は九州王朝

それでは、この大國とは近畿王朝以外のいったいどの國でしょうか。

私には2つの國が思い当たります。

1つは、大國を「オオクニ」と読んで、出雲王朝です。

もう1つは大國を「タイコク」と読んで、大倭國、すなわち倭國つまり7世紀まで連綿と続いたいわゆる邪馬台國の九州王朝です。

すでに出雲王朝は存在しないと考えられますので、この話の時代と地域性から考えて、大國は九州王朝であり、筑紫国造は九州王朝から派遣されたと解釈するのが妥当であると思います。

事実、『隋書』倭國伝の記述の中に明確に大國は倭とあります。

新羅百済皆以倭為大國多珍物、並敬仰之、恒通使往来。

新羅、百済は皆、倭は大國なりて珍物多く、もつて共にこれを敬仰し、恒に通使往来す。

(『隋書』倭國伝。)

そして『隋書』倭國伝の頭の方に記述されているとおり、倭國は、魏(220～265年)、齊(479～501年)、梁(502～557)と代々中国と相通じてきたとされ、また、倭國は阿蘇山を有することから九州王朝です。このことは、古田先生が主張され、すでに古田史学では基礎的な知識になっているところです。

魏至千齊代興中國相通

有阿蘇山其石無故火起接天者俗以為異因行禱祭有

(『隋書』倭國伝)

つまり大國は大和ではなく、倭國であって九州王朝です。

4 軍尼は國？

「軍尼」を「國」のことであるとする解釈もあります。

しかしこれは、先の『隋書倭國伝』の前段で「又南千餘裏，度一海，闊千餘裏，名瀚海，至一支國。又度一海千餘裏，名末盧國」

とか後段にも

「都斯麻國，迴在大海中。又東至一支國，又至竹斯國，又東至秦王國」

などと様々な「國」が記述されていますので、「軍尼」は「國」とは全く異なるものであるのは明らかです。そもそも「軍尼」は「中国牧宰」であって役職を表す名称であり「國」は役職を表す言葉ではないので、異なることを示すワードであることは、疑いようもありません。「軍尼」は「一百二十人」とあり「人」です。

いずれにしても「国造」は書紀に記述され、「軍尼」は書紀に一切記載がない文言ですから、「軍尼」を「国造」に当てるのは見当外れといわざるを得ません。少なくともそれぞれは異なる体制や制度であるからこそ、その役職の名称も異なるものになっていると考えるべきでしょう。そうでなければ異なる役職名を持ち出す意味がありません。

5 伊尼翼は稻置？

通説では、「伊尼翼」を従来、記紀によく見る「稻置」つまり「イナギ」を指しており三字で一語と解釈されてきました。

しかし「伊尼翼」の「尼」は呉音でも漢音でも「ナ」とは発音しません。「ニ」または「ジ」です。

万葉集でも「ネ」か「ニ」です。

同じく「翼」を「ギ」とは発音しませんから、「伊尼翼」を「イナギ」と発音して「稲置」とするのは強引だと思われます。呉音であれば「イニキ」、漢音であれば「イジク」などとなるのでしよう。

区分	軍	尼	伊	尼	翼
呉音	クン	ニ	イ	ニ	イキ
漢音	クン	ジ	イ	ジ	ヨク

また、「伊尼翼」をこの時代の近畿王朝の「稲置」に充てるのには無理な理由がもう一つあります。

「伊尼翼」は「如今里長也」とされているので『隋書』列伝50巻が完成した636年（貞観十年）よりも前の機関・役職名であるのに対し、「稲置」は天武天皇十三年（684年）に制定された「八色の姓」の最下位の姓ですので、「伊尼翼」は「稲置」成立の半世紀前のことになり、時期が後先であり、「伊尼翼」を近畿王朝が制定した「稲置」とするには時期的に矛盾があります。合致しません。

そればかりではなく、前述のとおり孝徳紀大化二年の改新詔第二条に「畿内の国司郡司を定めよ」とあり、このときに国郡制を制定したと読めますが、「評」木簡の出土により、大宝律令制定以前は、ほぼ全国的に「評」字が使用されていたことがわかっています。従って、「郡」で統一された書紀の地名は、すべて大宝律令以後のことであり、国郡制を制定した改新詔が、大宝律令よりも前に成立したとするのは疑わしいと思われます。

このことは、成務天皇のころに国県制が制定され、行政区画として国・郡、県・邑を定め、それぞれに造長、稲置等を任命したという国県制にも関連してきます。成務天皇の「郡」の記述についても否定されることになり、付随した「稲置」の任命も近畿王朝のことではないと言わざるをえないでしょう。

したがって、私は「伊尼翼」を近畿王朝の「稲

置」に充てるのは無理があると思います。

6 軍尼と伊尼

当会の平成17年12月例会で、林伸禧氏^{のぶき}がおもしろい仮説を出されました。「伊尼翼」を「伊尼」と「翼」の二語に分けるべきではないかとの指摘です。この「伊尼翼」について正副長官の正である「伊尼」と副である「翼」の二つの官職であると分けて考えると、確かに「軍尼」と「伊尼」はともに二字で語尾が「尼」でそろい、官職の用語として整うように思われます。

さらに「翼」は、補佐の意味がありそうです。

故林俊彦氏が以前に「東海の古代68号」で示されたとおり、大和王朝は八世紀に首都防衛のため、衛門府、左右衛士府、左右兵衛府で構成する五衛府の制を敷いていました。この五衛府は督・佐・尉・志の四等官を置きましたが、大宝令制では兵衛府のみ率・翼・直・志^{かみ すけ じょう さかん}の四等官でした。つまりこの兵衛府の第二等官が「翼」で、補助者、補佐役という意味を表すと思われます。

とすれば、林伸禧氏が指摘された「伊尼翼」を「伊尼」と「翼」の二語に分けることには意味がありそうです。120人の「軍尼」の下に、「伊尼」と「翼」の正副で村長の役割を担うという制度ではなかったかと思われるのです。

7 有と置

資料がほとんど無いため「軍尼」と「伊尼」について、詳しく論じられたことは、これまであまり無いように思います。

そこで私には無理な問題であることは百も承知で、さらに一步踏み込んで大胆に思考を進めます。

最初に示した『隋書』倭國伝の記述を再度詳細に読みます。

有軍尼一百二十人猶中國牧宰八十戸置一伊尼翼如今里長也十伊尼翼屬一軍尼（『隋書』倭國伝）

「軍尼」は一百二十人有りとするのに対し、「伊尼翼」は八十戸の一つを置くとしており、「置」は配置、設置の意味ですから、正副で一つの組として設置したと解釈してもおかしくはないように思われます。

『隋書』倭國伝において、「有」の記述を調べ

ると、次のとおり19箇所ありました。(出現順に羅列)人をH、物をM、その他をSとして区分けして示すとHが6、Mが12、Sが1です。数を伴うものが6です。このように「有」の使い方は比較的自由であると考えられます。この中で「有軍尼一百二十人」と同じ「有+対象+数」というパターンは「後宮有女六七百人」があります。「後宮に女が六七百人いる」との読み下しになると思います。従って、この場合の「有」は「在る」ということで、「置く、設置する」という意味ではありません。

- H 有女子名卑彌呼
- H 有二男子
- M 其王有宮室
- H 後宮有女六七百人
- M 官有十二等
- H 有軍尼一百二十人
- M 裳皆有
- M 有弓、矢、刀、槊、弩、櫜、斧
- H 雖有兵無征戰
- M 樂有五弦、琴、笛
- M 始有文字、知卜筮
- S 性質直、有雅風
- M 有阿蘇山、其石無故火起接天者
- M 有如意寶珠、其色青
- M 大如上早夜則有光、雲魚眼睛也
- H 蠻夷書有無禮者、勿復以聞
- M 始有八條之禁、疏而不漏
- M 或飲食有俎豆之器
- M 兵志有之曰

また、『隋書』倭國伝において、「置」の記述を調べると、4箇所ありました。

- A 八十置一伊尼翼
- B 或置小石于沸湯中
- C 或置蛇甕中
- D 及葬置屍船上

Aは一伊尼翼を置く、Bは熱湯の中に小石を置く、Cは甕の中に蛇を置く、Dは船の上に屍を置くであり、「置」は静物、生き物にかかわらず使われています。BCDは「物体を置く」という意味で使われていますが、Aは、「伊尼翼」が「里長のごとき」役職名ですから「物を置く」ではなく「設置する」という意味と思われま

次に「置一伊尼翼」と同様のスタイルの記述を同時代頃の文献で探しました。

前漢の董仲舒の著で、六朝時代(222～589年)に編集されたと言われる「春秋繁露」があります。公羊学の立場で「春秋」の精神を説いたこの書の中に「置一+猥猪」があります。機関・役職名ではありませんが、「猥猪」の2文字で1セットになった例と考えられます。ここで「猥」は北燕・朝鮮の間で言う豚のことですので、「猥猪」はブタとイノシシを表すと思います。従って、2種類のものをセットで示して「ブタとイノシシで1つのセットになったものを置く」という意味に取れます。

取三歳雄雞・三歳猪、皆燔之於四通神宇。開里北門。具老猥猪一、置之於里北門之外、市中亦置一猥猪。聞彼鼓聲、皆燒蝦猪尾。

三歳の雄の鶏と三歳の猪を捕り、四つの通神宇において、これを皆で捧げ物として焼く。

北門に里を開く。老いた猥猪の一つ具える。北門の外の里にこれを置く。市中にはまた一つの猥猪を置く。鼓や太鼓の音を聞き、皆、猥猪の尾を焼く。

(『春秋繁露』求雨第七十四)

また、『魏志』倭人伝の中に「置」を「設置する」意味で使われた、よく知られる機関・役職名の例があります。

自女王国以北特置一大率 (『魏志』倭人伝)

正副を表した機関・役職名ではありませんが、同じ「置一+対象」という記述方法であり、一つの大率を設置した意味であり、2文字で一つの機関・役職名を表しています。

また、通常、こうした機関・役職名は1文字か2文字で表し、3文字で表すことはあまり無いように思います。

たとえば、『隋書』倭國伝では内官有十二等として、

大徳、小徳、大仁、小仁、大義、小義、大禮、小禮、大智、小智、大信、小信
であり、全て2文字、八色の姓は、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置

であって1～2文字ということになります。

これらの例の「置一」の使われ方と名称文字

数を考慮すると「伊尼」と「翼」の2つの職がペアとしてセットで設置されたという主張は、妥当性があるように思われます。

8 軍尼は君

勉強不足で、私には万葉集の読み方の正しさはよくわからないところですが、万葉集には「君」と書いて「クニ」と読む場合があります。たぶん、これは「君」を呉音、漢音ともに「クン」と読むところから来ているのでしょう。日本語は子音で終わるのを避ける傾向があるので、この「君」もkunと子音で終わるのを避けるため、語尾にiが付いてkuniに変化したものではないかと思えます。それで「君」を「クニ」と呼び、「國」と同じ読み方もすることになったと思えます。

「君」のほかにも「漢」や「干」は呉音、漢音ともに「カン」と読みますが、万葉集では「カニ」です。同様に「散」は「サニ」、「丹」は「タニ」で、「君」以外にも同様の語尾変化の例があります。

中西進著の講談社文庫『万葉集』を参考に「君」を「クニ」と読む具体例を次に示します。

巻第七 1385

真鉦持 弓削河原之 埋木之 不可顯 事余(余は底本では等)不有君
まかなもち ゆげのかわらの うめきのあらわれが
たき ことにあらなくに

巻第九 1721

辛苦晩去日鴨 吉野川 清河原呼 雖見不飽君
くるしくも くれぬるひかも よしのがわ きよきか
わらをみれど あかなくに

巻第十一 2729

霰零 遠津(低本に津はなし)大浦余 縁浪
縦毛依十万 憎不有君(底本の津を削る)
あられふり とおつおおうらにきするなみ よしもよ
すとも にくからなくに

巻第十二 3156

鈴鹿河 八十瀬渡而 誰故加 夜越余将越 妻
毛不在君
すずかがわ やせせわたりて たれゆえか よご
えにこえむつまもあらなくに

もちろん『万葉集』では多くの「君」は「キミ」と読まれています。

しかし、その一方で例に挙げた「君」は「クニ」と読まれています。同じ用法で「國」はもちろん次のとおり「クニ」として読まれています。

巻第十二 3058

内日刺 宮庭有跡 鴨頭草乃 移情 吾思名國
うちひさす みやにはあれど つまくさの うつ
ろふなさけ わがおもはなくに

つまり「君」は「國」と同じ読みとして使われる場合があるということです。

この点に注目すると、「軍尼」は「クニ」と読んで、もともとは「君」なのではないかという可能性があるように思われます。

私は、この「軍尼」は「君」から生まれた軍隊や警察の役割を担った職名ではないかと思えます。

9 「イニ」から「イチ」へ

次に、「伊尼」ですが、これは「イニ」と読めそうです。

ところが、兵庫県丹波市氷上町新郷1747に、欽明天皇の時代に創祀と伝えられる「伊尼神社」があります。この読み方が変わっています。「いちのみや」神社と読むのだそうです。延喜式には「伊尼神社」とあります。これは先のiniがichiに変化したのではないかと想像します。

いずれにしても、「伊尼」という言葉が、現存し、それが「イチ」という読み方として残っています。今もなお、二文字だけで構成される「伊尼」が存在していることから、「伊尼翼」を「伊尼」と「翼」に分けて考えることは、まんざら間違いではないように思われます。

『隋書』倭國伝で記述された「阿蘇山」は、今でも日本で、そのままの漢字が使われていますので、この「軍尼」や「伊尼」についても当時、このように機関・役職名を書き表し、それが、この伊尼神社のように名称として残っているのだらうと思います。

ちなみに、伊尼翼神社という名称の神社は無いようです。

さて、これまで副題として「例会で問題提議された疑問に挑む」と大上段に構え、相当無茶

で大胆な考察を繰り広げてきましたが、これも文献がほとんど無いことがすべての原因です。

書紀には、「軍尼」や「伊尼」の記述がありません。

この「無い」の事実は、「軍尼」や「伊尼」の制度が近畿王朝の歴史には「無かった」ことを逆に証明しているようです。

「軍尼」や「伊尼」の制度は、阿蘇山を有し、中国と倭奴國の1世紀から7世紀まで連綿と通じた倭國、つまり九州王朝の制度ではなかったのではないかと思います。

前号に引き続いて、林伸禧氏の「古代逸年号資料」を掲載します。

- 1 はじめに
- 2 古代逸年号の採集
- 3 古代逸年号採集の参考書物
- 4 古代逸年号資料
 - (1) 『群書類従』編
 - (2) 『全国神社名鑑』編
 - (3) 『全国寺院名鑑』編

古代逸年号資料(4)

瀬戸市 林 伸禧

4 古代逸年号資料

(4) 『全日本仏教全書』編

逸年号採集状況は、別表5-1(編纂順)・別表5-2(逸年号順)のとおりである。

『全日本仏教全書』には、修験道(山岳宗教)関係はほとんど掲載されていない。

留意する年号として、『上宮太子拾遺記』(法空著)に次のような年号が掲載されていた。

① 「朱馬」年号

【當麻寺建立事】

彼寺縁起云。當寺藍考:藍疑觴者。推古天皇御宇。定光二年。王麻呂子親王豐日天皇第三王子。被聖德太子教訓。爲法利建立金堂。講堂考:堂下疑塔宇脱二基。鐘樓。經藏。三面僧坊。寶藏。大門等畢。法名號萬法藏院。、即治奉

鑄救世觀音像。奉安置之。

件伽藍者。……。寔佛法最初砌也。

其後送八十年星霜。天武天皇御宇。朱馬六年。彼親王驚靈夢告。申下宣告。三品刑部卿親王天武天皇第九男爲使者。考請役行者之敷地。忽改本所。移渡此勝地畢。即號禪林寺。

(『全日本仏教全書』112冊、320頁、下線は引用者)

「常光二年壬申」は「定居二年壬申(推古20年、612年)」の異称である。また、80年後の692年は、持統6年の朱鳥7年(『二中歴』)に当たる。「朱馬」を「朱鳥」と見なすと、天皇名が違い、年数が1年ずれている。

當麻寺流記(九条家本)*1では

當麻寺法名禪林寺 此書号流記

伽藍建立元者。推古天皇御宇廿年王麻呂子親王豐日天皇第三王子。恭被聖德太子教訓、爲法利生、造立金堂・講堂・塔二基・鐘樓・經造・三面僧坊・寶藏・大門等了、号万法藏院、即奉鑄救世觀音像、安置寺庫其後送七十年。天武天皇御宇。朱鳥六年王彼親王天武天皇第九皇子爲使者。考請役行者敷地。忽改本所移渡伽藍於此勝地了、即號禪林寺、

(『図書寮叢刊』5、40頁)

と記載されている。

70年後は682年で天武11年壬午である。「朱鳥6年辛卯(691年。元年は天武15年)」は「持統5年辛卯」にあたり、皇代記等の年号群にあたる。また、天皇と年号に整合がとれていなく、1年ずれている。

この2件の縁起を比較すると、九条家本は逸年号が記載されていない、80年を70年として朱鳥年号に合わせているが、天皇名だけはそのままである。

また、『諸寺縁起集』の當麻寺縁起には

當麻寺 又云禪林寺。或號萬法藏院

……。

大和國清御原ニカヘラセ給テ。天下ヲ治セ給ヒキ。其後。白鳳九年王(681年、天武11年)二月十五日。ウツシツクリシナリ。此所ハ役優婆塞領也。……。

又云。勘流記聞書等勘之。

*1 『図書寮叢刊』5「伏見家・九条家旧蔵 諸寺縁起集」(昭和45年3月、宮内庁書陵部編、明治書院)による。作者・成立年次不明。寛喜3年(1231年)頃の書写。

當寺濫觴者。推古天皇御宇廿年^{壬申} 麿子親王^{用明天皇第三王子} 忝被聖德太子之教訓。爲弘法利生造立金堂。講堂。塔二基。鐘樓。經造。三面僧坊。寶藏。大門等了。即奉鑄救世觀音像、安置寺庫

其後送八十年。彼親王驚靈夢告申下宣旨。三品刑部卿親王^{天武天皇第九王子} 爲使者。考請役行者之敷地。改本所移渡伽藍於此勝地了、即號禪林寺、

(『全日本仏教全書』112冊、53頁)

と記載されている。

最終的には、「朱馬」年号及び天皇名を削除して、矛盾のない内容としている。

② 「大花」年号

【勝鬘經事】

天皇車駕○乃至 ○號改大花。

障子傳云。其年爲大花元年。文

裏書云。推古天皇十四年。^{丙寅}首爲大花元年。次舒明天皇治十四年。次皇極天皇治三年。次孝徳元年。

已上合四十箇年。同年號也。同天皇二年^{丙午} 改爲大花元年。云云

(『全日本仏教全書』112冊、356頁)

『障子傳』とは四天王寺の障子絵に描かれた逸文という。

裏書に云う、推古十四年丙寅(606年)は、『二中歴』の「光元二年」に当たる。

四十年間「大花」年号が続き、孝徳天皇2年に改元して大花元年(大化元年の誤り?)としている。大化元年であれば、これもまた1年ずれている。

また、『太鏡鈔』巻八にも「大花」年号が掲載されているとのことである。^{*1}

これは『古代に真実を求めて』第13集に掲載する前に、校正を兼ねて読者(第三者)に理解できるか、確認するために公表し内容を説明したものです。

講演内容そのものは、『なかった』第6集(2009年7月発行)に掲載されていますので、詳しく知りたい方は『なかった』第6集を御覧くださいと言いました。

あくまでも古田氏の発想を理解する参考として、「古田史学の会・東海」の会員が興味を持っている『魏志倭人伝』の都市牛利^{といちぎゆり}さんや日本人のルーツの一つが書かれている「和田家文書」など、古田武彦氏が以前述べられたことを中心に説明しました。

『なかった』第6集の解説及び論理の筋道として理解していただくため講演記録を作成しているところなので、引用されることがあれば、『なかった』第6集を利用して下さいと説明しました。

ちなみに、校正を兼ねてこの講演記録を職場の人に読んでいただいたら、まったく理解できない人と論理の筋道に感心した人がおり、学者というのはこのように勉強していると感心していました。

また、一般の人は『魏志倭人伝』などは読みませんから、書かれてある内容が分かるわけはありません。都市牛利や難升米などの名前は、古代史に興味がある人しか知りません。ですから高校以下の学校でしか、歴史を学んだことのない人には、残念ですがまったく古田氏の講演録は分からないと思います。

そういった感想を述べました。

○ 感染症で探る日本人ルーツ

—新聞記事紹介—

名古屋市 竹口健三

日本経済新聞2009年9月6日(日)に、成人T細胞白血病ウイルス分布状況から縄文人は南アメリカに渡った。また、弥生人は中国から結核菌を持ち込んだ等の記事が掲載されていたので紹介した。

9月例会報告

○ 古田武彦講演記録(掲載案)案内

東大阪市 横田幸男

古田武彦氏が2009年6月21日(日)に大阪市内で行われた講演の講演録原案を公表しました。

*1 兼子恵順著『障子伝』と『四天王寺障子伝』参照。『四天王寺国際仏教大学紀要』30号(1997年)

○ 銅鐸とは何か

知多郡阿久比町 竹内 強

古田武彦氏の最近の研究のひとつに銅鐸の問題がある。

これまで古田氏は『古事記』・『日本書紀』の中に銅鐸が登場しないのは不可解であるとしていたが、大阪府柏原市の「鐸神社」の存在から『古事記』神代記に登場する「天沼矛」とは鐸の付いた矛のことではないかというのである。

そこで鐸のついた矛について調べてみたところ『古語拾遺』という書物の中に天鈿女が岩戸の前で舞を舞ったとき手に持っていたのが鐸の付いた矛と言っているのです。古代の神事では神を呼び出すのに鐸のついた矛を使用するのではないか、そうした儀礼は現代に伝わっていないのだろうか。

長野県の諏訪大社上社、矢彦神社、小野神社などに、今なお伝わっていた。藤森栄一氏著『銅鐸』（学生社）にはその貴重な写真が紹介されている。

古田氏の言う「天沼矛」が鐸の付いた矛であるという提起はその可能性は高いと思われる。又、同時に『古事記』、『日本書紀』の編者は銅鐸についての認識があったにも関わらず、これを記述していないのは何故なのであろうか。それにしても銅鐸とは不可思議な青銅器である。

○ 『日本書紀』の「始」の字義について

—古賀達也氏講演から—

東大阪市 横田幸男

平成21年8月、古田史学の会関西例会で古賀達也氏が「持統紀七年（六九三）十月「始講仁王経」の考察—『日本書紀』の「始」の字義について—」について発表された内容を紹介しました。

内容を介绍する前に、古賀達也氏が講演会（平成21年6月21日、名古屋市）で述べられたことを、再度確認のために言いました。

そして、古賀氏は関西例会で次のように発表されました。

『日本書紀』の「始」について確認したところ、「始」の字が「スタート」であったとしても、第一回（ファースト）の意味として使われたものが、数えてみたら42個ある。（また「始」の

字が「スタート」の意味だけなら、「始於○○」「始之○○」と判別できる。これは日本古典文学大系の注釈者も同じ理解です。）

ですが、長谷川氏などが「スタート」だけでも理解できると言われるので再確認した。そうしますと、問題の箇所が見つかった。それは
己卯より始めて、仁王経を百國に講かしむ。四日ありて畢りぬ。

己卯、始講仁王経於百國。四日而畢。

（日本古典文学大系『日本書紀』522頁）

であった。

一瞬、説明した解釈が間違っていると感じたが、もう一度、他を含めて『日本書紀』を見直してみると、そうではないことが分かった。それは日本古典文学大系の注釈者が、「己卯より始めて」と原文にない「より」を付けていることである。ですから

始講仁王経於百國

始めて仁王経を百國に講かしむ

でよい。

と述べられた。

ここで古田史学の学問の方法を再確認したい。イデオロギーや他の考えでテキストを読むのではなく、まず一番にしなくてはならないことは、書いてあることをそのように読み取る努力です。つまり即物的に書いてあることを読み取る努力が大事です。

すなわち、古賀氏と日本古典文学大系の注釈者が、「スタートであってもファースト」の意味とした四十数個の「始講○○○」・「始○○」をすべて判定する中でのことです。これを違った意味に取るのは、他の四十数個についても判定が必要です。

確かに、推古天皇条と孝徳天皇条に二回書いてあるのは不合理ですが、書いてあることを書いてあるままに読み取るのが大事なことです。人間の心理として、あるもので合理的に理解したいという誘惑に駆られますが、それは理解できるようにするまで放置して置くことが一義です。難しいことですが、それを合理化して理解するところに、何も新しいものは生まれません。

その上での古賀氏が立てた説の理解ではないでしょうか。

次に新しい解釈を引き出す好例が、古賀氏からありました。それは日本古典大系の注釈者が、「己卯より」と原文にない「より」をなぜ付けたのでしょうか。それは仁王経について触れているところが、斉明六年條や天武五年條にあるからです。ですから、困って注釈者が「より」を付けと思います。

しかし、われわれは何も困らない。持統七年（693年）になって始めて、近畿天皇家（大和朝廷）が仁王経を講じれる立場になったから、講じたと理解するべきだ。そうすると他のことながらと合わせて矛盾なく理解できると説明しました。

また、斉明六年條や天武五年條の記事は、九州王朝の事績だと理解すればよい。『二中歴』に、「仁王（623～634年）」という年号があり「自唐仁王経渡仁王会始」の記事があるからです。

補足として、竹内氏から「仁王経」はすでに天子を称した阿每多利思北孤の時代から九州王朝は知っていたと言われました。

また横田は、「始」・「初」の問題は、たいへんイデオロギーが絡みやすく、まず第一義に書いてあることを読み取る努力が必要であり、その上での全体的な理解です。竹村氏が作成された『日本書紀』の「始」「初」の一覧表を送りますので取り組んで欲しいと言いました。

○ 軍尼と伊尼について

名古屋市 石田敬一

通説では、『隋書』倭國伝の「軍尼」は「国造」または「国」であり「伊尼翼」は「稲置」とするが、評木簡の出現により、大宝律令以前の「国造」と「稲置」は大和王朝の制度ではないことを示すとともに、それぞれ書紀に記載がないことや読み方等が異なることから通説は誤っていることを示した。

その上で「君」は万葉集で「クニ」と読まれるので、「軍尼」は「君」から生まれた職名であること、そして「伊尼翼」は、「伊尼神社」の現存することと「翼」は補佐の役職名であることから、「伊尼」と「翼」で正副ののセットの役職であり、それは九州王朝の制度である可能性を示唆した。

○ 「日本記」について

瀬戸市 林 伸禧

『東海の古代』106号（平成21年9月）に『聖徳太子平氏傳雜勘文』の「日本記・日本書記」について」で発表した内容を詳細に説明した。

その中で、『日本書紀』（日本古典文学大系本）と引用されている「日本記・日本書記」及び「日本紀」との対比表を以て報告した。

その結果、『日本書紀』＝日本記ではないと思うが、「日本記」を引用している文献には少なからずあるので、更に調査したいと述べた。

10月例会に参加を

日時：10月11日（日）午後1時30分～5時
場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

11月例会：11月8日（日）名古屋市市政資料館

12月例会：12月13日（日）名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「20部」ご用意願います。

